

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第791号

2016年（平成28年）3月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関すること、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関すること、部等における他課に属しない事務（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に係る事務）、障がい者の虐待防止に関すること、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定による養護老人ホーム等への入所に関するに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2016年（平成28年）2月24日付けで諮問（第791号）された住民基本台帳に関すること、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関すること、部等における他課に属しない事務（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に係る事務）、障がい者の虐待防止に関すること、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定による養護老人ホーム等への入所に関するに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用させる必要性及び本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、平成26年度及び平成27年度に臨時福祉給付金（以下「臨時給付金」という。）の給付措置が全国の市町村において実施され、本市にお

いても対象となる市民に支給事業を行った。

この事業は当初は平成26年度及び平成27年度限定の事業であった（それぞれ藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第643号及び第743号にて承認済み。）が、平成27年12月24日の「平成28年度一般会計予算案」の閣議決定により平成28年度においても継続されることが決定した。

また、一億総活躍社会の実現に向けて平成28年度前半の個人消費の下支えを行うため、賃金引き上げの恩恵が及びにくい高齢者を対象とする年金生活者等支援臨時福祉給付金（以下「年金生活者等給付金」という。）の支給を平成28年度に実施することが、平成27年12月18日の「平成27年度補正予算案」の閣議決定により決定した。

これを受け、本市においても福祉総務課が担当課となり、平成28年度に対象となる市民に両給付金を支給する予定になっている。

両給付金の支給要件はそれぞれ次のとおりである。

ア 臨時給付金

- (ア) 平成28年1月1日において本市に住居登録がされていること
- (イ) 平成28年度の市県民税(均等割)が課税されていないこと。
- (ウ) 平成28年度において市県民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等でないこと。
- (エ) 生活保護制度内で対応される受給者でないこと。

支給額は1人3,000円、申請受付時期は9月上旬から12月下旬までを予定。

イ 年金生活者等給付金

- (ア) 平成27年1月1日において本市に住居登録がされていること
- (イ) 平成27年度の市県民税(均等割)が課税されていないこと。
- (ウ) 平成27年度において市県民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等でないこと。
- (エ) 生活保護制度内で対応される受給者でないこと
- (オ) 平成28年度中に65歳以上に該当すること。

ただし、臨時給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給者はこれらの要件に関わらず年金生活者等給付金の対象となる。

支給額は1人30,000円、申請受付時期は4月下旬から7月下旬までを予定。

この事業の実施にあたっては事前に支給要件について審査できるようデータを作成しておき、迅速かつ正確な支給を行うことが求められているが、事務を担当する福祉総務課ではその取扱権限がないため、①各関係課が管理する情報を目的外に利用させること及び②目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させることについて

ア 目的外に利用させる課

福祉総務課

イ 目的外利用させる個人情報の項目

(ア) 住民基本台帳

住所、氏名、生年月日、世帯主名、続柄、住民日、住民届出日、移動日、異動事由、転出先住所

平成27年1月1日に本市に住民登録をしている者、平成28年1月1日に本市に住民登録をしている者及び給付決定までに死亡した者

所管課 市民窓口センター

事務の名称 住民基本台帳に関すること

(イ) 生活保護法に基づく受給者

住所、氏名、生年月日

平成27年1月1日時点で生活保護を受給している者、平成27年1月1日時点で生活保護が停止している者及び平成27年1月2日から平成28年4月1日までに生活保護が停止又は廃止になった者

平成28年1月1日時点で生活保護を受給している者、平成28年1月1日時点で生活保護が停止している者及び平成28年1月2日から平成28年4月1日までに生活保護が停止又は廃止になった者

所管課 生活援護課

事務の名称 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関すること

(ウ) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者

住所、氏名、生年月日

平成27年1月1日時点で支援給付を受給している者、平成27年1月1日時点で支援給付が停止している者及び平成27年1月2日から4月1日までに支援給付が停止又は廃止になった者

平成28年1月1日時点で支援給付を受給している者、平成28年1月1日時点で支援給付が停止している者及び平成28年1月2日から10月1日までに支援給付が停止又は廃止になった者

所管課 福祉総務課

事務の名称 部等における他課に属しない事務（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に係る事務）

(エ) 障がい者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者

住所、氏名、生年月日、性別、措置日

給付決定までに入所等措置がとられている者

所管課 障がい福祉課

事務の名称 障がい者の虐待防止に関すること

(オ) 高齢者のうち、養護者から虐待を受けたことにより、入所等の措置がとられている者

住所、氏名、生年月日、性別、措置日

給付決定までに入所等措置がとられている者

所管課 高齢者支援課

事務の名称 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定による養護老人ホーム等への入所に関すること

ウ 個人情報を利用させることの必要性について

両給付金の支給事業に必要な個人情報については、各関係課が所有している情報であり、福祉総務課では取扱権限を有していない。しかし、これらの事業については平成27年12月24日の閣議決定及び平成27年12月18日の閣議決定により国会で補正予算が成立している。藤沢市だけではなく、国全体で実施される事業であり、事業の目的からも迅速で正確な支給を求められていることから、福祉総務課で各関係課が所有する情報を利用できるようにする。

(3) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

臨時給付金の対象者は約57,000人、年金生活者等給付金の対象者は約30,500人と想定しており、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。なお、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る。

(4) 利用させる個人情報の取り扱いについて

各課での安全対策について

各課から福祉総務課に提供するデータのうち、上記(2)イ(ア)については、IT推進課に依頼し、各基幹システムから抽出を行い、直接IT推進課に設置されているネットワークサーバに保存する。上記(2)イの(イ)～(オ)のデータについては、抽出ファイルの形式をCSVファイルとし、データの受け渡しについては、パスワード設定や生体認証などが可能な媒体（USBメモリを予定）を使用し、双方の職員同士が直接受け渡しを行うと共に、媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、その際には受け渡し簿を作成し、双方で確認する。

ファイルについてはパスワードを設定し、利用できる職員を限定する。

以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(5) 実施時期

2016年（平成28年）4月から2017年（平成29年）3月まで、及び継続実施された場合は国が示す終了時期まで

(6) 提出資料

- ア 資料1 個人情報取扱事務届出書
- イ 資料2 臨時福祉給付金の支給対象者について
- ウ 資料3 年金生活者等支援臨時福祉給付金支給対象者について
- エ 資料4 給付金の支給一覧
- オ 資料5 給付金申請の流れ

カ 資料6 給付管理システム構成図

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を利用させることの必要性について

実施機関では、臨時給付金及び年金生活者等給付金の支給事業に必要な個人情報については、各関係課が所有している情報であり、福祉総務課では取扱権限を有していないが、これらの事業については平成27年12月24日の閣議決定及び平成27年12月18日の閣議決定により国会で補正予算が成立している。藤沢市だけではなく、国全体で実施される事業であり、事業の目的からも迅速で正確な支給を求められていることから、福祉総務課で各関係課が管理する情報を利用できるようにしている。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させることの必要性があると認められる。

(2) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

実施機関では、臨時給付金の対象者は約57,000人、年金生活者等給付金の対象者は約30,500人と想定しており、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したいとしている。

なお、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上